

公告等の修正箇所一覧表

令和3年2月16日
南薩地区衛生管理組合

公告

修正前	修正後
<p>2 参加資格</p> <p>(中略)</p> <p>イ 監理技術者は次の資格を有する者とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(イ) 副総括責任者（土木建築担当） 土木建築建設業務の全体総括にあたり、土木建築全体の監理を行うのに必要な経験を有し、1級建築士の資格を有する者、かつ一般廃棄物のごみ処理施設（複数炉かつ廃棄物発電施設を有する施設）の設計施工監理業務の実務経験を有する者。原則、建築基準法<u>第5条の4</u>に規定される工事監理者とする。</p>	<p>2 参加資格</p> <p>(中略)</p> <p>イ 監理技術者は次の資格を有する者とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(イ) 副総括責任者（土木建築担当） 土木建築建設業務の全体総括にあたり、土木建築全体の監理を行うのに必要な経験を有し、1級建築士の資格を有する者、かつ一般廃棄物のごみ処理施設（複数炉かつ廃棄物発電施設を有する施設）の設計施工監理業務の実務経験を有する者。原則、建築基準法<u>第5条の6第4項</u>に規定される工事監理者とする。</p>

修正前	修正後
<p>5 監理技術者</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 監理技術者は次の資格を有する者とする。</p> <p>(中略)</p> <p>イ 副総括責任者（土木建築担当） 土木建築建設業務の全体総括にあたり、土木建築全体の監理を行うのに必要な経験を有し、1級建築士の資格を有する者、かつ一般廃棄物のごみ処理施設（複数炉かつ廃棄物発電施設を有する施設）の設計施工監理業務の実務経験を有する者。原則、建築基準法<u>第5条の4</u>に規定される工事監理者とする。</p>	<p>5 監理技術者</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 監理技術者は次の資格を有する者とする。</p> <p>(中略)</p> <p>イ 副総括責任者（土木建築担当） 土木建築建設業務の全体総括にあたり、土木建築全体の監理を行うのに必要な経験を有し、1級建築士の資格を有する者、かつ一般廃棄物のごみ処理施設（複数炉かつ廃棄物発電施設を有する施設）の設計施工監理業務の実務経験を有する者。原則、建築基準法<u>第5条の6第4項</u>に規定される工事監理者とする。</p>

仕様書 6頁 第2章 特記仕様書

修正前	修正後
<p>1 業務概要及び業務仕様</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 業務仕様</p> <p>(中略)</p> <p>イ 受注者は、建築基準法第5条の4に規定される工事監理者（1級建築士）を定め、本組合に対し、速やかに報告を行うこと。</p>	<p>1 業務概要及び業務仕様</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 業務仕様</p> <p>(中略)</p> <p>イ 受注者は、建築基準法第5条の6第4項に規定される工事監理者（1級建築士）を定め、本組合に対し、速やかに報告を行うこと。</p>